近畿大学医学部法医学教室における経費の不正使用事案に関する最終報告

1. はじめに

令和3年2月に医学部法医学教室から経理課(医学部)に提出された大阪市内の医療機器販売会社(以下、「X社」という。)作成の同年1月27日付ほか2件の請求書・領収書(合計2,074,116円)について、総務グループ(医学部)で確認した際、物品の発注量が不自然に多いことを疑問に思ったことから、内容を精査し、納品元であるX社へ確認を行うこととなった。

その結果、元医学部法医学教室主任教授 A氏 (A氏は本件に関し懲戒解雇となった。) による経費の不正使用事案 (以下、「不正事案」という。) が発覚した。これを受け、学校法人近畿大学では令和3年4月21日付で調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。

このたび、全ての調査を終えたので、本書をもって報告する。

2. 調査概要

(1)調査体制

「元医学部法医学教室主任教授A氏の医学部法医学教室における経費の不正使用疑惑に関する調査委員会」

委員長 近畿大学副学長 藤原 尚

委員 近畿大学副学長・医学部長 松村 到

同 近畿大学医学部学術·運営部長 西尾 和人

同 経営戦略本部長 世耕 石弘

同 医学部・病院運営本部長 藤原 昭彦

同 法務部長 南野 伸一

同 法務部 弁護士 澤上 聡子

学外委員 弁護士 小西 華子(竹林・畑・中川・福島法律事務所)

事務担当 医学部・病院運営本部総務グループ長 圡井 生資

同 医学部・病院運営本部医学部学生センター医学教育研修課長 木村 裕

(2)調査実施期間

令和3年4月21日~令和5年2月15日

(3)調査対象

- ① A氏 元医学部法医学教室 主任教授(令和3年3月30日付懲戒解雇)
- ② B氏 元医学部法医学教室 医学部講師 (令和3年7月29日付懲戒解雇)
- ③ 医学部法医学教室 ※不正発覚時の構成員 主任教授1名(A氏)、准教授1名、医学部講師1名(B氏)、助手2名、非常勤講師4名、 非常勤解剖補助4名、秘書3名の計16名
- ④ 大阪市内の医療機器販売会社(X社)
- ⑤ X 社以外の法医学教室の取引業者

3. 不正事案

(1)不正の類型

A氏による不正事案には、主に以下の3つの類型がある[別紙1]。

- i 物品購入に関して私物を購入あるいは架空請求
- ii 大学収入とすべき司法解剖・調査法解剖に関わる文書作成料等について大学に報告せずに私的使用
- iii 司法解剖・調査法解剖の実施に伴う検査料について大阪府警察本部へ過大請求

(2)不正事案 a

①概要及び調査結果

A氏が、X社の元社員と共謀の上、X社の偽の社印を用いてX社名義の請求書及び領収書を 偽造し、大学に架空請求を行って金銭をだまし取った。

平成31年4月から令和2年12月までのX社名義の請求書及び領収書38通のうち、35通が偽造であると認められた。偽造された請求書及び領収書に記載された医療材料等購入の取引は架空のものであったが、A氏が立替購入したと大学に誤信させ、合計17,799,338円[別紙2]を近大法医学A氏名義の銀行口座に振り込ませた。

X 社以外の取引先については、不正事案 a-2 として後述する携帯電話の私的使用以外、不正 が疑われるものはなかった。

【中間報告との相違点】なし。

②調査方法

最初の偽造請求書の日付から2年遡った平成29年4月から、A氏が自宅待機となった令和3年3月までを調査対象期間とした。法医学教室の教職員16名、X社の社長、元社員にヒアリング調査を行った。また、経理課(医学部)及び法医学教室に保管されていた請求書及び領収書、X社に保管されていた元帳をもとに調査を行った。さらに、X社以外に同様の事案がないかを確認するため、法医学教室の全取引先の支出について、経理課(医学部)に保管されていた請求書及び領収書をもとに調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学から A 氏に対して返還請求を行ったところ、代理人を通じて弁済があった。

被害額:17,799,338円 弁済額:17,799,338円

弁済日:令和3年6月25日

④公訴事実

被告人:A氏

逮 捕:令和3年6月9日 起 訴:令和3年6月30日 罪 名: 詐欺罪、有印私文書偽造·同行使罪

結 審:令和5年3月13日、求刑懲役7年

判 決:令和5年6月14日予定

被告人:X社の元社員

逮 捕:令和3年6月9日

起 訴:令和3年6月30日

罪 名:詐欺罪、有印私文書偽造·同行使罪

判 決:令和4年5月16日、懲役3年、5年間執行猶予

(3) 不正事案 a-2

①概要及び調査結果

大学名義で契約した携帯電話を、A氏が法医学教室で使用していると偽り、親族に私的に使用させていた。

法医学教室で契約していた携帯電話 11 回線のうち 3 回線を私的使用していたことが認められた。1 回線は平成 29 年 4 月から令和 2 年 11 月までの 44 カ月間、残り 2 回線は平成 29 年 6 月から令和 2 年 11 月までの 42 カ月間の料金を A 氏が立替払いしたと大学に誤信させ、合計 860,641 円を近大法医学 A 氏名義の銀行口座に振り込ませた。

【中間報告との相違点】中間報告時点では令和 2 年度 1 年間について調査し、被害額は 218,456円と発表したが、その後、対象期間を拡大して調査を行ったため被害額を変更した。

②調査方法

不正使用された携帯電話が契約された平成 29 年 4 月から、A 氏が自宅待機となった令和 3 年 3 月までを調査対象期間とした。経理課(医学部)に保管されていた支払伝票、携帯電話会社からの請求書をもとに調査を行った。また、A 氏、法医学教室の秘書 2 名にヒアリング調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学から A 氏に対して返還請求を行っているが、未だに弁済がない。

被害額:860,641円

④公訴事実

本件については、A氏が調査当初より不正を認めており、弁済の意思を示していたため、刑事では告訴していない。今後弁済されないようであれば、民事での訴訟を検討する。

(4) 不正事案 b

①概要及び調査結果

A氏が、X社の社長、元社員と共謀の上、X社に購入・納品させたゴルフ用品や家電製品等の 私物について、法医学教室にサージカルマスク、脱脂綿等の医療材料等を納品したと偽り、 大学に不正な請求を行って金銭をだまし取った。

平成 27 年 1 月から平成 30 年 12 月までの X 社名義の請求書及び領収書 172 通のうち、58 通が不正なものであると認められた。その代金を A 氏が立替払いをしたと大学に誤信させ、21,731,368 円 [別紙 3] を近大法医学 A 氏名義の銀行口座に振り込ませた。

【中間報告との相違点】なし。

②調査方法

詐欺罪の公訴時効前の平成27年1月から、A氏が自宅待機となった令和3年3月までを調査対象期間とした。法医学教室の教職員16名、X社の社長、元社員にヒアリング調査を行った。また、経理課(医学部)及び法医学教室に保管されていた請求書及び領収書、X社に保管されていた元帳をもとに調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学から A 氏に対して返還請求を行ったところ、代理人を通じて弁済があった。

被害額:21,731,368円 弁済額:21,731,368円

弁済日:令和3年10月8日

④公訴事実

被告人: A 氏

逮 捕:令和3年6月30日 起 訴:令和3年7月16日

罪 名:詐欺罪

結 審:令和5年3月13日、求刑懲役7年

判 決:令和5年6月14日予定

被告人:X社の社長

起 訴:令和3年7月16日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

判 決:令和4年5月16日、懲役2年6カ月、4年間執行猶予

被告人: X 社の元社員

逮 捕:令和3年6月30日 起 訴:令和3年7月16日

罪 名:詐欺罪

判 決:令和4年5月16日、懲役3年、5年間執行猶予

(5) 不正事案 b-2

①概要及び調査結果

不正事案 b と手口は同じであるが、詐欺罪の公訴時効 7 年より以前のもの。

平成 25 年 4 月から平成 26 年 12 月までの X 社名義の請求書及び領収書 62 通のうち、23 通が不正なものであると認められた。その代金を A 氏が立替払いしたと大学に誤信させ、合計7,713,187 円 [別紙 4]を近大法医学 A 氏名義の銀行口座に振り込ませた。

なお、平成24年11月以前については、大学に記録データが残っていなかったため調査する ことができなかった。

【中間報告との相違点】なし。

②調査方法

大学に記録データが残っていた平成24年11月から、詐欺罪の公訴時効にあたる平成26年12月までを調査対象期間とした。法医学教室の教職員16名、X社の社長、元社員にヒアリング調査を行った。また、経理課(医学部)及び法医学教室に保管されていた請求書及び領収書、X社に保管されていた元帳をもとに調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学から A 氏に対して返還請求を行っているが、未だに弁済がない。

被害額:7,713,187円

④公訴事実

詐欺罪の公訴時効は7年につき、刑事では告訴できなかった。今後弁済されないようであれば、民事での訴訟を検討する。

(6) 不正事案 c

①概要及び調査結果

不正事案 a あるいは不正事案 b と手口は同じであるが、余罪として後から発覚したもの。 平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月までの X 社名義の請求書及び領収書 34 通のうち、30 通が 不正なものであると認められた。その代金を X 氏が立替払いしたと大学に誤信させ、合計 10,087,311 円 [別紙 5] を近大法医学 X 氏名義の銀行口座に振り込ませた。

【中間報告との相違点】中間報告時点では調査中であり、被害額等が明らかになっていなかった。

②調査方法

大学に記録データが残っていた平成24年11月から、A氏が自宅待機となった令和3年3月までを調査対象期間とした。法医学教室の教職員16名、X社の社長、元社員にヒアリング調査を行った。また、経理課(医学部)及び法医学教室に保管されていた請求書及び領収書、X社に保管されていた元帳をもとに調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学からA氏に対して返還請求を行ったところ、代理人を通じて弁済があった。

被害額:10,087,311 円 弁済額:10,087,311 円

弁済日: 令和3年11月10日

④公訴事実

被告人: A氏

起 訴:令和3年10月8日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

結 審:令和5年3月13日、求刑懲役7年

判 決:令和5年6月14日予定

被告人: X 社の元社員

起 訴:令和3年10月8日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

判 決:令和4年5月16日、懲役3年、5年間執行猶予

(7) 不正事案 d

①概要及び調査結果

医学部が大阪府警察本部から委託された司法解剖・調査法解剖の死体検案書料、死体検案書 追発行料、死体検案書文書回答料について、本来は大学収入として計上すべきところ、A 氏 が法医学教室内の金庫に保管して私的に使用した。

平成19年4月から令和3年3月までの死体検案書料2,633件、死体検案書追発行料181件、 死体検案書文書回答料157件の領収書控が法医学教室に保管されており、その総額は25,712,000円[別紙6]であった。この収支は長年管理されていなかったが、法医学教室の秘書が令和2年3月から収支帳簿を作成しており、それをもとに調査したところ、167件、合計1,515,880円[別紙6]の私的使用が確認された。なお、令和2年3月以前については、収支帳簿がないため調査することができなかった。

【中間報告との相違点】中間報告時点では調査中であり、被害額等が明らかになっていなかった。

②調査方法

法医学教室に領収書控が保管されていた平成19年4月から、A氏が自宅待機となった令和3年3月までを調査対象期間とした。法医学教室の秘書2名にヒアリング調査をした上で、法医学教室の金庫の内容、秘書が作成した収支帳簿をもとに調査を行った。

③弁済

学校法人近畿大学からA氏に対してまだ返還請求を行っていないが、今後請求する予定である。 被害額:1,515,880円

④公訴事実

返還請求を行っても弁済されないようであれば、民事での訴訟を検討する。

(8) 不正事案 e

①概要及び調査結果

A氏が、部下であった元法医学教室医学部講師のB氏(B氏は本件に関し懲戒解雇となった。) に命じ、大阪府警察本部から委託された司法解剖・調査法解剖において、実際には実施していない検査を実施したとして、大阪府警察本部に虚偽の申告及び過大請求を行って金銭をだまし取った。

平成24年1月から令和3年3月までに請け負った司法解剖1,624件のうち、不正事案発覚時までに1,352件について大阪府警察本部に検査料を請求していたが、そのうち1,142件に不正が認められた。これによる過大請求額は、68,967,840円[別紙7]であった。

また、平成24年1月から令和3年3月までに請け負った調査法解剖50件のうち、不正事案発覚時までに34件について大阪府警察本部に検査料を請求していたが、そのうち26件に不正が認められた。これによる過大請求額は、2,039,647円[別紙7]であった。

司法解剖と調査法解剖の過大請求額の合計は71,007,487円である。

なお、調査委員会の調査ではA氏の関与を認めているが、A氏は公判で関与を否定している。 【中間報告との相違点】中間報告時点では過大請求額を合計 72,262,270 円としていたが、 調査委員会と大阪府警察本部それぞれの調査結果を相互確認し、不正の件数や過大請求額を 確定した。

②調查方法

民事(時効10年)での告訴が可能となる平成24年1月から、A氏が自宅待機となった令和3年3月までを調査対象期間とした。法医学教室の教職員16名、司法解剖に関わる各種検査を委託していた外部機関に対してヒアリング調査を行った。また、経理課(医学部)及び法医学教室、外部機関に保管されていた請求書、司法解剖・調査法解剖の鑑定書、検査結果の報告書等の控をもとに調査を行った。

さらに、大阪府警察本部とそれぞれの調査結果を相互確認し、不正の件数や過大請求額を精査した。

③弁済

令和5年3月の過大請求額確定により、今後大阪府警察本部からの返還請求にもとづき、学校法人近畿大学から今年度内に返還を行う予定である。

今後、遅延損害金については、学校法人近畿大学から A 氏に対して返還請求を行う予定である。

過大請求額:71,007,487円(司法解剖68,967,840円+調査法解剖2,039,647円)

遅延損害額:18,739,963 円 ※支払日を令和5年3月31日として算出

返還額:89,747,450円(過大請求額+遅延損害額)

B氏からは、本人の意志により代理人を通じて、学校法人近畿大学へ弁済があった。

弁済額:10,000,000円

弁済日:令和4年6月28日

④公訴事実

被告人: A 氏

(司法解剖について)

逮 捕:令和3年7月16日 起 訴:令和3年8月6日

罪 名:詐欺罪

結 審:令和5年3月13日、求刑懲役7年

判 決:令和5年6月14日予定

(調査法解剖について)

起 訴:令和4年2月18日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

結 審:令和5年3月13日、求刑懲役7年

判 決:令和5年6月14日予定

被告人:B氏

(司法解剖について)

起 訴:令和3年2月18日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

判 決:令和4年8月30日、懲役3年、5年間執行猶予

(調査法解剖について)

起 訴:令和4年2月18日(在宅起訴)

罪 名:詐欺罪

判 決:令和4年8月30日、懲役3年、5年間執行猶予

4. 被害総額と現時点の弁済総額

被害総額 149,455,175 円

弁済総額 59,618,017 円

(A氏 49,618,017円)

(B氏 10,000,000円)

5. 不正の原因と再発防止策

(1)不正の原因

不正の類型 i は、講座費Ⅲ [別紙 8] の運用が原則教員による立替購入であり、医学部として 検収を実施しておらず、実際の購入品と申請された内容(品名、数量、金額)の相違や納品 の有無について第三者的に確認する仕組みがないという、大学のチェック体制の不備が原因 と言える。

不正の類型iiは、もっぱらA氏のモラルの問題と言える。

不正の類型iiiは、司法解剖・調査法解剖に関する法医学教室からの申請について、医学部で 精査することなく大阪府警察本部に請求していたという、大学のチェック体制の不備が原因 と言える。

不正事案は少なくとも 15 年にわたって行われており、いずれについても請求書や申請書等 関係書類の作成及び管理は、A 氏に命じられた法医学教室の教員や秘書が担当していたこと から、なかには不正事案に気づく者もいたものと推測できる。しかしながら、大学への申告 がなされなかった背景として、法医学教室においては主任教授である A 氏が絶対的な地位に あり、部下である教員や秘書がそれに逆らえないような上下関係や人間関係があったと思料 する。

(2)中間提言

本不正事案を踏まえ、学校法人近畿大学において、コンプライアンスを再度確認・徹底する ことが社会的にも必要と考え、令和3年8月に調査委員会から以下の中間提言を行った。

- ①あらゆる金銭の流れに関する透明性担保のための制度の確立
- ②不正の温床となるような立替による購入等の制度の見直し・廃止と、教育・研究活動に呼応したスピード感のある検収体制等、チェック機能の確立
- ③学内規則はもちろん、社会規範に則したコンプライアンスの再点検と各就業規則などの既存の規程についての啓蒙
- ④公益通報者からの情報の取り扱いの見直しと対応強化
- ⑤コンプライアンス強化のための啓発活動の強化

(3) 再発防止策

中間提言をもとに策定された、以下の再発防止策について調査委員会で承認した。

①経費運用の見直し(中間提言①及び②に対応)

令和4年度から、医学部独自の経費運用「講座費 I・Ⅱ・Ⅲ」 [別紙8] を廃止し、近畿大学 共通の経費運用とした。本不正事案の温床となっていた「講座費Ⅲ」は、「受託研究費」「寄 附研究費」「治験研究費」「その他研究費」に改め、これらの研究費にかかる物品調達におい ては教員の立替購入を原則禁止とした。

②研究費検収センターの設置(中間提言①及び②に対応)

令和4年度から、納品を確認する検収部門として、医学部に研究費検収センターを設置した。

③物品調達方法の見直し(中間提言①及び②に対応)

「受託研究費」「寄附研究費」「治験研究費」「その他研究費」にかかる物品調達においては、 学術支援課(医学部)に事前申請した上で、予め登録された指定取引業者を利用するものと し、それ以外の業者と取引を行う場合は、取引先に「学校法人近畿大学との取引における誓 約書」の提出を求めるものとした。また、調達先の選定、大学の承認による支払いが正しく 行われているかをチェックする体制を構築し、あわせて研究費管理システムを改修した[別 紙 9]。

さらに、令和4年5月から、医学部の物品調達手段の一つとして Amazon Business を導入

し、研究に支障をきたすことのないスピード感ある調達、検収体制を確立した。

ただし、法医学教室において司法解剖の受託を再開した場合には、それにかかる経費等については近畿大学病院の経費として予算化し、立替購入を禁止とする病院の物品調達方法を適用する。

④コンプライアンスの再点検と各種就業規則の周知(中間提言③に対応)

令和3年6月24日付文書にて、病院長・医学部長連名で各種就業規則の徹底についてすで に通知を行っており、その後も教授会、診療部長会などにおいて、経費について適切に処理・ 管理・運用するよう周知徹底を行っている。

⑤公益通報者からの情報に関する対応強化(中間提言④に対応)

学校法人近畿大学の法人倫理ヘルプラインに寄せられた匿名の通報に対しても、必要性を吟味し、積極的に調査を実施するものとした。

また、令和4年8月から、医学部・近畿大学病院の全職員が通報できる目安箱を学内 Web システム上で運用している。

⑥コンプライアンス強化のための啓蒙の強化(中間提言⑤に対応)

これまで教員に限定していた倫理教育 APRIN e ラーニングプログラムの受講対象を、今後、学校法人近畿大学において研究費を取り扱う全教職員へ拡大し、コンプライアンス意識の徹底を図る。

また、教職員のコンプライアンス意識向上のための研修会を年 2 回行うほか、「近畿大学における競争的資金等の取扱に関する規程のコンプライアンス委員会」を年 2 回開催し、研究費の運用に関する情報や問題点を共有して、必要な提言を行う。

6. 司法解剖の受託再開

(1)再開の背景

令和3年2月に法医学教室の不正事案が発覚して以降、医学部における司法解剖の受託を中止している。現在、医学部が受託していた南大阪地域を中心とする19警察署の司法解剖は、他の解剖嘱託先に振り分けて実施されている。このような状況の中、大阪府警察本部より、被害金返還及び再発防止策の目途がついた比較的早い段階での司法解剖再開に向けた体制構築の検討について申し入れがあった。

(2)過大請求金の返還

不正事案 e の司法解剖・調査法解剖に関する過大請求金については、今後大阪府警察本部からの返還請求にもとづき、学校法人近畿大学から大阪府警察本部に対して今年度内に返還を行う予定である。

過大請求額:71,007,487円(司法解剖68,967,840円+調査法解剖2,039,647円)

遅延損害額:18,739,963円(支払日を令和5年3月31日として算出)

返還額:89,747,450円(過大請求額+遅延損害額)

(3) 再発防止

法医学教室の体制を改め、主任教授1名、助手3名、事務職員1名、非常勤講師(複数名採用予定)とする。これまで司法解剖の受託については法医学教室の裁量に任せていた部分があったが、今後司法解剖の受託を再開する場合には、近畿大学病院の収入として予算化し、大阪府警察本部からの司法解剖・調査法解剖に伴う検査料等、死体検案書料、死体検案書追発行料、死体検案書文書回答料は、病院の収入として運用する「別紙10」。

また、これまで司法解剖にかかる各種検査は法医学教室で実施もしくは法医学教室から外部 発注していたが、今後司法解剖の受託を再開する場合には、近畿大学病院中央臨床検査部で の実施を中心とする運用に変更する。

(4)司法解剖の受託再開

大阪府警察本部に対して過大請求金の返還の目処が立ったこと、法医学教室の体制を改めるなど再発防止策が講じられたこと、大阪府警察本部より司法解剖再開に向けた体制構築検討の申し入れがあったこと、以上3点を勘案し、また南大阪エリアの中核病院としての使命を果たすため、医学部における司法解剖の受託再開について、調査委員会で了承した。ついては、令和5年6月の再開に向けた取り組みを進めるものとする。

以上

【補足事項】

1. 講座費

(1)講座費の存在

令和3年度まで、近畿大学医学部の各教室(講座)には「講座費」と呼ばれる予算があった (講座制をとっていない他大学では「学部費」などと呼ばれる場合もある。)。法医学教室の 不正事案を受けて、現在この運用は改められているが、参考として当時の運用を以下に記す。

(2)講座費の種別

講座費には、講座費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと特別諸費がある[別紙8]。

いずれについても、実際に現金が各講座に交付されるのではなく、当該金額の「枠」が与えられ、所定の方法でそれを使用できるものである。

①講座費 I

講座費Iは、教育研究費で、各講座の在籍者数に基づき、職種別の単価をかけて配分額を 算出し、大学から支給されるものである。立替購入は認めていない。

講座費 I を使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・ 物品購入申請は所定の専用伝票に記入し用度課(医学部)へ提出
- ・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出
- ・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを 行う
- ・新聞図書費は所定の専用伝票に記入し図書館(医学部)へ提出
- ・研究補助業務等の委託費は所定の専用伝票に記入し総務広報課(医学部)へ提出

②講座費Ⅱ

講座費 II は、個人研究費(研究諸費、研究旅費)で、研究諸費は一人当たり 260,000 円または 130,000 円とし、配賦額は条件により異なる。研究旅費は一人当たり 150,000 円とし、どちらも大学から支給されるものである。

講座費Ⅱを使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・研究に関わる物品や図書等は、立替による購入が原則で、申請は研究費請求書、図書 請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出
- ・出張は、出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出

③講座費Ⅲ

講座費Ⅲは主に外部資金であり、治験研究費、特定受託研究費、寄附等からなり、法医学教室における司法解剖等の報酬はここに入る。このような外部資金は、大学の指定口座に入金された後、所定の控除を行い講座費Ⅲとして当該講座に割り当てられる。

講座費Ⅲを使用する場合には、以下の手続きが取られる。

・立替による購入が原則で、申請は支出請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)

へ提出

- ・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出
- ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出
- ・海外旅費は事前に在外出張許可願書を職員課(医学部)へ提出

④特別諸費

特別諸費は、教育、研究、臨床に関して大学から支給されるものである。

特別諸費を使用する場合には、以下の手続きが取られる。

- ・立替による購入が原則で、申請は特別諸費支出請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出
- ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出
- ・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを行う

(3)法医学教室における講座費Ⅲの入出金の流れ

講座費Ⅲへの入金(司法解剖の場合)

- ①法医学教室が司法解剖を実施、解剖実施一覧表、検査実施請求書等を経理課(医学部) へ提出
- ②経理課(医学部)が法医学教室から提出された資料に基づき請求書を作成し、大阪府警察本部に請求
- ③大阪府警察本部から本学指定口座に入金、経理課(医学部)において確認
- ④経理課(医学部)から学術支援課(医学部)に対し、入金実績を連絡
- ⑤入金額の89%を講座費Ⅲとして予算計上

講座費Ⅲからの出金(物品購入の場合)

- ①A氏において物品等を購入(立替購入)
- ②法医学教室から学術支援課(医学部)に対し、購入先からの請求書及び領収書を添付の上、立替金の精算請求
- ③学術支援課(医学部)から経理課(医学部)に対して支出決裁書(領収書等)を提出
- ④経理課(医学部)から教室名義の個人口座に立替金の精算金を入金(原資は⑤で予算計上された講座費Ⅲ)

2. 司法解剖

(1)司法解剖に関する請求

①司法解剖基本料及び検査料

大阪府警察本部から依頼される司法解剖については1体あたり8,860円の基本料のほか、 適宜、検査(血液生化学検査、組織学的検査、細菌検査、ウイルス検査、プランクトン検 査、精液検査、アルコール検査、一酸化炭素検査、CT等撮影検査、薬毒物定性検査(分 析機器検査)、薬毒物定量検査、簡易薬毒物検査)が実施され、当該検査ごとに検査料が 設定されている。

②死体検案書料

解剖後、役所への提出用に1枚発行し担当の警察官に渡す。

診療中以外の人が亡くなった場合、死因や死亡時刻などを医学的に証明するために医師が 作成する書類。

③死体検案書追発行料

ご遺族等から希望があった場合に発行する。

死因の特定には時間がかかる可能性もあり、葬儀後の手続きや相続税の申請時等に必要な場合に発行する書類。

④死体検案書文書回答料

保険会社等からの依頼により回答する書類。

以上

[別紙 1]

法医学教室における不正の類型一覧

類型	事案	主内容	被害額(近大調査)	A氏の逮捕・起訴	罪名
	а	偽造したX社の社印を使用した架空請求		逮捕 令和3年6月9日 起訴 令和3年6月30日	詐欺罪 有印私文書偽造·同行使罪
	a−2	携帯電話の私的使用	860,641円	民事での訴訟を検討	
i	b	私物購入の付け替え請求		逮捕 令和3年6月30日 起訴 令和3年7月16日	詐欺罪
	b-2	詐欺罪の公訴時効となった私物購入の付け替え請求	7,713,187円	民事での訴訟を検討	
	С	不正事案abの余罪である架空請求と付け替え請求	10,087,311円 ※A氏弁済	起訴 令和3年10月8日(在宅起訴)	詐欺罪
ii	d	死体検案書料等の私的使用	1,515,880円	民事での訴訟を検討	
iii	e	司法解剖・調査法解剖検査料の過大請求	89,747,450円 過大請求額71,007,487円 遅延損害金18,739,963円	逮捕 令和3年7月16日	詐欺罪
	-			調査法解剖 起訴 令和4年2月18日(在宅起訴)	

[別紙 2]

【不正事案a】偽造したX社の社印を使用した架空請求一覧

	請求書・領収書		医学部受付		医学部からの振り込み	
	日付	金額(円)	日付	金額(円)	日付	金額(円)
1	平成31年4月4日	332,512	平成31年4月16日	332,512	令和元年5月20日	332,512
2	4月25日	321,713	令和元年5月10日	321,713	6月20日	637,782
3	令和元年5月16日	316,069	5月17日	316,069	0,720 П	037,762
4	6月20日	313,283	7月1日	313,283	8月20日	313,283
5	7月3日	324,357	7月31日	629,661	9月20日	629,661
6	7月10日	305,304	7,731 [029,001	9Д20Ц	029,001
7	8月8日	365,239	9月17日	732,655	10月18日	732,655
8	9月5日	367,416	97170	732,033	107101	732,033
9	9月30日	613,472	10 月8日	613,472	11月20日	613,472
10	11月6日	583,814	11月12日	583,814	12月20日	583,814
11	11月29日	391,501	12月11日	905,100	令和2年1月20日	905,100
12	12月4日	513,599	127111	903,100	刊和2年1月20日	903,100
13	12月18日	507,617	令和2年1月8日	881,837		
14	12月25日	374,220	ካ የሀረ ተ ፣	001,037	2月20日	1,438,657
15	令和2年1月9日	556,820	1月17日	556,820		
16	1月22日	503,431	1月27日	503,431		
17	2月5日	768,768	2月20日	1,400,256	3月31日	
18	2月19日	631,488	2,7201	1,400,230		
19	3月3日	732,776	4月14日	732,776	5月20日	732,776
20	3月11日	284,390	4月27日	284,390		
21	4月2日	731,940			6月19日	1,777,031
22	4月9日	702,775	5月1日	1,492,641	0)]10 []	1,777,031
23	4月20日	57,926				
24	5月14日	685,609	5月27日	1,420,849	7月20日	1,420,849
25	5月20日	735,240	07]27日	1,420,043	77]20日	1,420,040
26	6月3日	565,669				
27	6月11日	339,372	7月1日	2,048,356	8月20日	2.048.356
28	6月19日	374,120	77114	2,010,000	07,12011	2,010,000
29	0)]10日	769,195				
30	7月1日	648,879	7月30日	1,394,867	9月18日	1,394,867
31	7月20日	745,988	7,700 🗆	1,007,007	уд 10 <u>П</u>	1,004,007
32	8月5日	725,406	9月1日	1,524,961	11月20日	1,524,961
33	8月20日	799,555	0)111	1,027,001	11/12011	1,024,001
34	11月20日	253,726	12月10日	253,726	令和3年1月20日	253,726
35	12月18日	556,149	12月25日	556,149	2月19日	556,149
	合計	17,799,338	合計	17,799,338	合計	17,799,338

[別紙 3]

【不正事案b】 私物購入の付け替え一覧

	請求書•領収	書	医学部受付		医学部からの振り	込み
	日付	金額(円)	日付	金額(円)	日付	金額(円)
1	平成27年1月14日	593,374	平成27年1月21日	593,374	平成27年3月20日	903,528
2	2月16日	310,154	2月18日	310,154	十成27年3万20日	903,328
3	2月25日	404,438	3月4日	404,438	4月30日	859,312
4	3月18日	454,874	3月19日	454,874		
5	4月3日	393,854	4月10日	393,854	5月20日	393,854
6	5月8日	357,653	5月20日	357,653	6月19日	357,653
7	5月29日	482,998	6月1日	482,998		
8	6月3日	145,950	6月4日	145,950	7月17日	977,702
9	6月17日	348,754	6月17日	348,754		
10	7月3日	429,538	8月5日	429,538	0.040.0	1 000 110
11	7月29日	473,818	8月4日	473,818	9月18日	1,232,413
12	8月12日	329,057	8月14日	329,057		
13	8月19日	412,001	8月26日	412,001	10月20日	787,516
14	9月9日	375,515	9月11日	375,515	44 🗆 0 0 🖂	227.026
16	9月28日	227,836	10月1日	227,836	11月20日	227,836
17	11月4日	167,232 301,128	11月4日	167,232 301,128	12月18日	167,232
18	11月24日	393,338	11月26日 12月17日	393,338	平成28年1月20日	694,466
19	12月14日 平成28年1月29日	410,921	<u>12月17日</u> 平成28年2月5日	410,921		
20	<u> </u>	446,328	<u> </u>	446,328	3月18日	857,249
21	3月16日	500,598	3月18日	500,598	4月20日	500,598
22		355,835				000,000
23	4月20日	282,982	4月21日	638,817	5月20日	638,817
24	5月25日	605,905	5月25日	605,905	7月20日	605,905
25	6月22日	236,845	6月23日	236,845		COE C75
26	7月13日	448,830	7月14日	448,830	8月19日	685,675
27	8月24日	584,217	8月24日	584,217	10月20日	584,217
28	9月14日	560,628	9月21日	560,628		
29	10月12日	340,653	10月17日	340,653	11月18日	1,321,639
30	10月19日	420,358	10月20日	420,358		
31	11月9日	443,547	11月12日	443,547	12月20日	838,599
32	11月16日	395,052	11月17日	395,052	12/12011	000,000
33	12月7日	392,280	12月8日	392,280	平成29年1月20日	687,685
34	12月14日	295,405	12月14日	295,405	1 772 1 1772 1	,
35	12月21日	352,257	12月22日	352,257	2月20日	1,028,660
36	12月28日	676,403	平成29年1月5日	676,403		
37	平成29年2月1日	466,003	2月2日	466,003	3月17日	466,003
38	4月12日	454,702	4月13日	454,702	5月19日	454,702
39	4月26日	770,846	4月27日	770,846	6月20日	1,334,332
40	5月10日	563,486	5月19日	563,486	0.040.0	202 100
41	6月22日	383,122	6月23日	383,122 240,366	8月18日	383,122 240,366
43	8月31日	240,366 100,570	9月15日	100,570	10月20日	100,570
44	10月2日 12月6日	93,636	10月5日	93,636	11月20日 平成30年1月19日	93,636
45	<u> </u>	64,476	12月7日 平成30年2月23日	64,476	平成30年1月19日 4月20日	64,476
46	平成30年2月22日 3月29日	229,303	平成30年2月23日 3月30日	229,303	4月20日	04,470
47	3月29日 4月12日	742,808	3月30日 4月13日	742,808	5月18日	1,679,493
48	4月12日 4月19日	707,382	4月13日	707,382	57,10H	1,070,400
49	4月19日	446,278	5月2日	446,278		
50	5月10日	235,401	5月14日	235,401	6月20日	1,086,415
51	5月17日	404,736	5月18日	404,736	-,,=0H	1,200,170
52	5月31日	260,686	6月1日	260,686	7 0 0 0	260 504
53	6月6日	108,818	6月8日	108,818	7月20日	369,504
54	6月20日	166,752	6月25日	166,752	8月20日	166,752
55	8月7日	162,978	8月14日	162,978	9月20日	162,978
56	9月26日	175,435	10月9日	175,435		470.015
57	10月16日	294,580	10月19日	294,580	11月20日	470,015
58	12月17日	308,448	12月21日	308,448	平成31年2月20日	308,448
	合計	21.731.368	合計	21.731.368	合計	21.731.368

[別紙 4]

【不正事案b-2】 詐欺罪の公訴時効となった私物購入の付け替え一覧

	請求書・領収書		医学部受付		医学部からの振り込み	
	日付	金額(円)	日付	金額(円)	日付	金額(円)
1	平成25年4月5日	453,453	平成25年4月17日	453,453	平成25年5月20日	453,453
2	5月2日	277,347	5月15日	277,347	6月20日	277,347
3	5月15日	283,658	5月23日	283,658	7月19日	283,658
4	7月24日	306,159	7月24日	306,159	0 8 00 0	306,159
5	7月31日	336,063	7月31日	336,063	9月20日	336,063
6	8月26日	267,845	9月6日	267,845	10月18日	267,845
7	9月27日	371,847	10月2日	371,847	11月20日	371,847
8	11月1日	441,231	11月14日	441,231	12月20日	441,231
9	12月4日	249,155	12月5日	249,155	平成26年1月20日	249,155
10	12月27日	223,608	平成26年1月16日	223,608	2月20日	223,608
11	平成26年1月24日	237,458	2月5日	237,458	3月20日	237,458
12	2月26日	355,089	3月12日	355,089	4月18日	355,089
13	4月2日	243,264	4月11日	243,264	5月20日	243,264
14	5月2日	440,510	5月2日	440,510	6月20日	440,510
15	6月3日	400,378	6月5日	400,378	7月18日	400,378
16	7月2日	306,158	7月10日	306,158	8月20日	306,158
17	8月4日	309,139		11,794		11,794
18	8月5日	327,002	8月7日	327,002	9月19日	327,002
19	8月7日	11,794		309,139		309,139
20	9月3日	404,438	9月4日	404,438	10月20日	404,438
21	10月3日	375,516	10月8日	375,516	11月20日	375,516
22	10月29日	790,949	10月29日	790,949	12月19日	790,949
23	12月2日	301,126	12月3日	301,126	平成27年1月20日	301,126
	合計	7,713,187	合計	7,713,187	合計	7,713,187

[別紙 5]

【不正事案c】 私物購入付け替え一覧 (不正事案abの余罪)

	請求書・領収書		医学部受付		医学部からの振り込み	
	日付	金額(円)	日付	金額(円)	日付	金額(円)
1	平成30年7月26日	466,846	平成30年7月27日	466,846		
2	7月30日	367,416	8月6日	367,416	平成30年9月20日	2,128,885
3	8月2日	784,387	0700	784,387	十成00年9月20日	2,120,000
4	8月16日	510,236	8月20日	510,236		
5	8月23日	805,950	8月27日	805,950	10月19日	
6	8月30日	633,847	8月31日	633,847	107190	2,371,391
7	9月6日	931,594	9月10日	931,594		
8	9月20日	251,794	9月21日	251,794		
9	9月27日	229,128	10月9日	229,128	11月20日	1,741,392
10	10月11日	599,480	10月15日	599,480	117,201	1,741,092
11	10月18日	660,990	10月19日	660,990		
12	11月8日	474,599	11月9日	474,599	12月20日	474,599
13	11月22日	386,944	11月30日	386,944		
14	11月29日	540,216	12月3日	540,216	平成31年1月18日	1,385,836
15	12月6日	458,676	12月18日	458,676		
16	12月20日	133,207	12月21日	133,207	2月20日	446,239
17	平成31年1月17日	313,032	平成31年1月21日	313,032	2,72011	440,233
18	1月31日	323,662	2月1日	323,662	3月20日	691,078
19	2月7日	367,416	2月8日	367,416	37201	091,076
20	2月12日	49,572		49,572		
21	2月14日	49,032		49,032		
22	27140	48,859		48,859		
23	2月19日	46,872	2月23日	46,872	4月26日	337,329
24	2月19日	49,682		49,682		
25	2月21日	47,952		47,952		
26	2月21日	45,360		45,360		
27	2月26日	43 914	2月26日	43,914	4月26日	43,914
28	2月20日	39,419	2月20日	39,419	4月20日	* 29,907
29	3月7日	216,421	3月12日	216,421	4 E 10 D	126 741
30	3月14日	220,320	3月15日	220,320	4月19日	436,741
	合計	10,096,823	合計	10,096,823	合計	10,087,311

※医学部として予算超過分の支払いを認めなかったため、受付額と振込額に差異が発生する

[別紙 6]

【不正事案d】死体検案書料等一覧

年	死体検案書料(円)	死体検案書 追発行料(円)	死体検案書 文書回答料(円)	合計(円)
平成19年	570,000	242,000		812,000
平成20年	895,000	315,000		1,210,000
平成21年	977,000	12,000		989,000
平成22年	1,518,000	240,000		1,758,000
平成23年	1,152,000	147,000		1,299,000
平成24年	1,590,000	108,000	20,000	1,718,000
平成25年	1,910,000	87,000	436,000	2,433,000
平成26年	2,340,000	84,000	475,000	2,899,000
平成27年	2,250,000	116,000	552,000	2,918,000
平成28年	2,040,000	83,000	324,000	2,447,000
平成29年	1,300,000	18,000	107,000	1,425,000
平成30年	1,440,000	33,000	133,000	1,606,000
平成31年/令和元年	1,620,000	93,000	179,000	1,892,000
令和2年	1,610,000	39,000	282,000	1,931,000
令和3年	300,000	33,000	42,000	375,000
合計	21,512,000	1,650,000	2,550,000	25,712,000

【不正事案d】 死体検案書料等の私的使用一覧

年月	私的使用額(円)	主な品目
令和2年3月	73,339	駐車場定期更新料 等
4月	93,312	雑誌、A氏の治療費 等
5月	34,432	飲料水、雑誌 等
6月	196,700	雑誌 等
7月	67,972	雑費、バッテリー 等
8月	130,887	A氏の治療費 等
9月	185,215	カメラ修理費、同窓会費等
10月	103,158	雑誌 等
11月	66,792	HDDレコーダー 等
12月	269,508	A氏の治療費 等
令和3年1月	130,239	雑誌 等
2月	135,049	雑誌 等
3月	29,277	A氏の治療費 等
合 計	1,515,880	

[別紙 7]

【不正事案e】司法解剖・調査法解剖の過大請求一覧

過大請求額

(円)

年度	司法解剖	調査法解剖	架空請求額合計	遅延損害金	示談額
平成23年	155,000	0	155,000	85,276	240,276
平成24年	3,090,000	0	3,090,000	1,579,246	4,669,246
平成25年	7,695,000	0	7,695,000	3,619,782	11,314,782
平成26年	4,934,762	0	4,934,762	2,111,196	7,045,958
平成27年	6,210,387	0	6,210,387	2,299,359	8,540,538
平成28年	6,340,428	0	6,340,428	2,031,004	8,371,432
平成29年	8,513,952	10,238	8,524,190	2,227,471	10,741,423
平成30年	8,248,434	20,554	8,268,988	1,819,955	10,068,389
平成31年/令和元年	11,295,473	608,985	11,904,458	1,977,652	13,882,110
令和2年	12,484,404	1,399,870	13,884,274	989,022	14,873,296
合計	68,967,840	2,039,647	71,007,487	18,739,963	89,747,450

過大請求件数

(件)

年度	組織学的検査	細菌検査	ウイルス検査	簡易定性検査	薬毒物定性検査	薬毒物定量検査	プランクトン検査	精液検査	アルコール検査
平成23年	31	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年	522	4	0	0	2	21	6	0	0
平成25年	1352	8	3	0	6	18	11	0	0
平成26年	769	6	10	0	4	25	15	4	0
平成27年	856	3	4	0	13	60	9	0	0
平成28年	718	3	7	0	21	74	0	1	0
平成29年	416	27	70	0	36	147	0	0	0
平成30年	319	57	72	261	21	96	0	0	0
平成31年/令和元年	453	113	112	408	23	93	7	0	0
令和2年	503	117	109	408	30	193	0	0	2
合計	5939	338	387	1077	156	727	48	5	2

[別紙 8]

医学部旧講座費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ概要一覧

名 称	項目	配分基準等	原資	申請方法 (支払方法)		
講座費 I		各講座の5月1日現在の在籍者数に基づき、職種 別の単価をかけて配分額を算出	大学負担	 ・物品購入申請は所定の専用伝票に記入し用度課(医学部)へ提出 ・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出 ・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し手続きを行う ・新聞図書費は所定の専用伝票に記入し図書館(医学部)へ提出 ・研究補助業務等の委託費は所定の専用伝票に記入し総務広報課(医学部)へ提出 		
講座費Ⅱ	研究諸費	260,000円または130,000円/人 (金額は条件により異なる)	大学負担	・立替による購入が原則。申請は、研究費請求書、図書請求書に領収書を貼付して学術支援課(医学部)へ提出		
	研究旅費	150,000円/人		・事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出		
	治験研究費	治験薬臨床試験等、契約書に基づく研究費相当 額を配分	企業等からの			
講座費Ⅲ	特定受託研究費	作定受託研究費 ついて89%を配分		・立替による購入が原則。申請は支出請求書に領収書を貼付して学術支援課 (医学部)へ提出		
神性貝皿	寄附	学術研究助成寄附金の89%を配分	奨学寄附金	・人件費は所定の支出請求書を職員課(医学部)へ提出 ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出 ・海外旅費は事前に在外出張許可願書を職員課(医学部)へ提出		
	その他	主に司法解剖に伴う検査料等の 収入で89%を配分	医学部・病院に 入金される収入			
特別諸費		教育・研究評価、臨床講座は診療実績も加味され 配分される。 その他、実習料等にかかる加算あり	大学負担	 ・立替による購入が原則で、申請は特別諸費支出請求書に領収書を貼付して 学術支援課(医学部)へ提出 ・国内旅費は事前に出張許可願を学術支援課(医学部)へ提出 ・講演料など源泉所得税が発生する支出については職員課(医学部)に報告し 手続きを行う 		

[別紙9]

発注から支払いまでの流れ(医学部旧講座費Ⅲ)



[別紙10]

解剖収入(謝金・鑑定書・検査料)の受入れについて(新運用)



